

山梨県の水痘の発生状況について

(富士・東部保健所管内 注意報レベル入り)

令和8年5月21日作成

山梨県感染症対策センター

令和8年第20週(5月11日~5月17日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

水痘の定点あたり報告数 富士・東部保健所管内 : 1.75 人^{※1}

注意報レベル基準値の1.00以上となったことから、富士・東部保健所管内は水痘の注意報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【富士・東部保健所管内】 4 定点医療機関の合計報告数 7 人 7 人 ÷ 4 医療機関 = 1.75

※2 保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 以上 注意報レベル
保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 2.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
20 週 (5/11~5/17)	0.57	0.57	0.00	0.00	1.75	0.25
19 週 (5/4~5/10)	0.43	0.00	0.00	0.00	0.75	1.50
18 週 (4/27~5/3)	0.29	0.43	0.00	0.50	0.50	0.00
17 週 (4/20~4/26)	0.24	0.14	0.00	0.00	0.50	0.50
16 週 (4/13~4/19)	0.19	0.14	0.00	0.00	0.25	0.50

【直近の注意報レベル入り】

令和8年第19週(5月4日~5月10日)のみ
令和8年第15週(4月6日~4月12日)のみ
令和7年第25週(6月16日~6月22日)のみ

甲府市保健所管内
富士・東部保健所管内
峡南保健所管内

水痘(水ぼうそう)の予防対策

●水痘(水ぼうそう)はどんな病気？

- ✓ 水痘・帯状疱疹ウイルスによる感染症です。
- ✓ 冬から春に流行しますが、年間を通じて患者が発生します。
- ✓ 患者の多くは9歳以下ですが、成人はより重症化しやすいので注意が必要です。
- ✓ 学校保健安全法では、全ての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで、出席停止となります。(保育所でも準じた対応となります。)
- ✓ 学校医やかかりつけ医の判断で、登校可能な場合や出席停止が延長される場合もあります。

●こんな症状は要注意！

- ✓ 潜伏期間は感染から2週間程度で、全身性で掻痒を伴う発疹が出現します。
- ✓ 主な症状は、発熱と発疹。子どもの初期症状は発疹です。
- ✓ 最初は頭皮、次いで体や手足に現れ、全身に広がります。発疹は水ぶくれになり、化膿することもあります。

→このような症状が現れたら水痘を疑い、早めに医療機関の受診を！

※受診する前に医療機関へ連絡をして症状などを伝えてください。

●どうやって感染するの？

- ✓ 感染経路は、空気感染・飛沫感染(患者の唾液や鼻汁がくしゃみやせきで飛び散ることや、吸い込むことで感染)、接触感染(患者の手やさわったものを介して、口に入れたり鼻をさわったりすることで感染)があります。

●予防方法や対処方法は？

- ✓ 患者との接触を避けることがもっとも重要です。
- ✓ ワクチン接種も予防に有効です。水痘ワクチンは定期接種になっていますので、対象年齢になったら忘れずに接種しましょう。
- ✓ 感染のおそれがないと診断されるまでは、人との接触を出来るだけ避けることが大切です。
- ✓ 発疹をひっかいて傷をつけないよう、手を清潔にして爪を短くしましょう。
- ✓ お風呂で体を温めるとかゆみが強くなるので、シャワーがおすすめです。